

筑後市人権施策実施計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

筑 後 市

令和2年3月

はじめに

筑後市では、平成14（2002）年に「人権教育のための筑後市行動計画」を策定し、様々な人権問題の解消と人権が尊重される社会を目指して、人権教育・啓発に関する取組みを進めてまいりました。

しかし依然として、全国的には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見が存在しています。

また、国際化、高度情報化などを背景として、新たな人権問題も発生しています。

このような状況の中、筑後市では、平成25（2013）年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、この調査結果を踏まえ、平成27（2015）年度に「筑後市人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定いたしました。

この基本指針に基づき、行政が行うべき事業施策を明らかにし、具体的に取り組むために「筑後市人権施策実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成いたしました。

今後は、この実施計画をもとに、各分野・各セクションにおいて人権が尊重されるまちづくりを目指して、人権施策を推進してまいります。

なお、この実施計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間の計画で、
方向性の欄については、

新規・・・新規の事業として計画するもの
拡大・・・事業を拡大していくもの
現状維持・・・現状を維持するもの
改善・・・事業の内容等を改善していくもの

の4つの区分に分けています。

年度の欄については

検討・・・現在行っていないが、検討しているもの
実施予定・・・現在行っていないが、当該年度から実施予定のもの
継続・・・現在行っている事業で継続して行うもの

の3つの区分に分けています。

実施事業については、点検・検証を行い、その結果を以後の計画に反映させ、より効果的に施策を行ってまいります。

目 次

1	同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	女性の人権問題・・・・・・・・・・・・	3 ページ
3	子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・	5 ページ
4	高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・	7 ページ
5	障がい者の人権問題・・・・・・・・・・・・	9 ページ
6	インターネット等による人権問題・・・・・・・・	11 ページ
7	その他の人権問題・・・・・・・・・・・・	12 ページ

1 同和問題

【施策の方向性】

今後の人権・同和教育、啓発に関しては、市民一人ひとりが、正しい知識を得て、理解を深めるとともに、差別意識を解消するために、関係機関・団体・学校が相互に連携しながら、効果的な人権・同和教育、啓発を推進していきます。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	「筑後市人権啓発推進協議会」と「筑後市学校人権・同和教育研究協議会」の連携を図り、効果的な教育実践・啓発活動を推進します。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	人権・同和問題教育事業 人権・同和問題啓発事業	筑後市人権啓発推進協議会と筑後市学校人権・同和教育研究協議会が行う啓発の諸事業へ、相互に会員の参画及び参加を促進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		学校教育課	学校人権・同和教育事業	校長会での呼びかけや案内状配布により、人権セミナー筑後等への教職員への積極的な参加を促進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	「市民意識調査」〔2013（平成25）〕年の結果を踏まえ、同和問題に関する正しい知識を伝え、市民の人権意識の向上を図ります。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	人権・同和問題教育事業 人権・同和問題啓発事業	「同和問題・人権啓発推進大会」の講演会や人権セミナー筑後等で「同和問題」に関する歴史的事実等の正しい知識を学習できるような内容を企画していきます。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
3	人権教育・啓発推進のリーダー養成を図ります。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	人権・同和問題教育事業 人権・同和問題啓発事業	行政区長、民生委員、公民館長等に講演会、セミナー、出前研修等に積極的に参加してもらい地域の人権啓発リーダー的存在の育成に取り組みます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
				筑後市人権啓発推進協議会会員や市職員が、各啓発事業に繰返し参加し学ぶことにより人権感覚を磨き、高い意識を持つことで、業務においてのみならず、家庭や地域において啓発活動を実践することができる人材の育成に取り組みます。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
4	人権教育・啓発に取り組む関係機関・団体との連携を図り、支援を行います。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	人権・同和問題教育事業 人権・同和問題啓発事業 企業団体研修事業	各種団体が行う人権・同和問題に関する研修会に参加します。社会人権・同和教育指導員の派遣や啓発用DVDの貸出しを行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5	隣保館・教育集会所・集会所の機能の充実・強化を図り、生活自立支援や啓発活動を推進します。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	教育集会所運営事業 隣保館運営事業 集会所運営事業	講座の開催や自主活動への参加、また、各種相談に関して、人権擁護委員、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
6	えせ同和行為の排除に向けた取り組みを行います。	人権・同和教育課 人権・同和対策室	企業団体研修事業 人権・同和问题啓発事業	社会人権・同和教育指導員を企業等に派遣して行う研修やホームページ、広報紙等による情報の提供を通じて、えせ同和行為の排除に向けて啓発していきます。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続
				関係機関と協力し、企業に対して、訪問や啓発物の送付等、えせ同和行為の排除の取り組みを行います。	新規	検討	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定

2 女性の人権問題

【施策の方向性】

社会のあらゆる分野において、対等な構成員として、性別に関係なく個性と能力を十分発揮し、誰もが生き生きと輝ける男女共同参画社会づくりに向けた施策を展開していきます。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	「筑後市男女共同参画計画」に基づき男女共同参画の社会環境づくりを進め、「男女が共に支え合うまちづくり」を推進します	男女共同参画推進室	男女共同参画推進事業	筑後市男女共同参画計画に基づき計画された各課における施策実施状況について、進捗管理を行い、男女共同参画を推進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	女性に対する暴力の根絶のため「筑後市DV対策基本計画」に基づき取り組みを進め、DV対応・対策の充実を図ります。	男女共同参画推進室	女性支援相談業務事業	DVの被害者からの相談を電話や面談で受け、必要に応じて、庁内関係部署、警察、関係機関と連携し、被害者支援を行います。また、相談の専門的知識の習得を図ります。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		市民課	住民基本台帳管理事務	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」、及び「住民基本台帳事務処理要領」、また戸籍法に基づく届書の取り扱いに関する法務省通知に沿って、被害者の身の安全の確保に努めます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
3	女性に対する差別、偏見、固定的性別役割分担意識などをなくし、女性の人権が確保されるよう、家庭、就労、教育等のあらゆる場で啓発を進めます。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進事業	ちっごふれあいフォーラムや映画上映会などによる啓発や市の広報紙やホームページ等を活用した男女共同参画に関する情報提供などを通じて啓発を進めていきます。また、地域においても講座、講演会等の開催を働きかけます。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
4	女性差別・不平等な取扱いなどの相談の充実を図り、仕事と家庭・地域活動が両立できるような啓発、条件整備などに取り組みます。	男女共同参画推進室	女性支援相談業務事業 男女共同参画推進事業	相談員を配置し、女性の悩み相談電話を設置して、女性差別や不平等な取扱いを受けた女性に対しての救済に努めます。また、仕事と家庭生活や地域活動への参加啓発を推進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5	男女が共に参画する社会環境をつくるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進事業	各種審議会、委員会において女性委員の登用が進むよう、積極的に働きかけます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
6	男女共同参画の取り組みを支援するため、市民と行政が協働する推進体制の整備を図ります。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進事業	市内の男女共同参画に関する各団体のネットワーク化を進め、各団体が参加しての活動状況の報告会や交流会を実施します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

3 子どもの人権問題

【施策の方向性】

子どもが心豊かな環境で育成され、成長できるように、教育環境の整備や、子育て支援の諸事業を進めていきます。
また、子どもの権利・人権が尊重される社会づくりのために教育及び啓発活動を推進します。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次取りまとめ]」が提起するように各学校における教育活動全体を通じて、人権・同和教育の推進を図ります。	学校教育課	スクール・ソーシャルワーカー配置事業	スクールカウンセラーやスーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーと学校との連携を深め、諸問題の早期解決ができるようにします。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		人権・同和教育課	人権・同和問題教育事業	社会人権・同和教育指導員の各学校訪問による指導・助言や学習会を実施します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	「子どもの権利条約」等の活用を通じて、子どもの人権を尊重する研修・啓発を図ります。	子育て支援課	児童虐待防止事業	11月の児童虐待防止推進月間において、子どもの虐待防止に関する啓発活動を実施します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
3	「筑後市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行政と各関係団体等が連携し、“子育てのよるこびを感じられる筑後市づくり”を目指します。	子育て支援課	子ども・子育て支援事業推進事務	第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年～6年度）を策定し、各関係団体と連携しながら子育て施策の推進を図ります。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
4	子どもの安全・防犯対策の充実・推進を図ります。	子育て支援課	児童虐待防止事業 施設型・地域型保育給付及び学童保育事業	保育施設の安全安心な居場所づくりを努めます。 また、児童虐待や健康被害が疑われる児童、入所入園先の施設職員に対し、家庭児童相談員や保健師等による相談や面談を行い、事実確認及び環境改善に取り組みます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		防災安全課	安全安心まちづくり事業 交通安全推進事務	地域が実施している見守り活動（登下校時等）の支援等を行います。 また、警察、交通安全協会等と連携した交通安全啓発活動等を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
5	児童虐待防止体制の充実・推進を図ります。	子育て支援課	児童虐待防止事業	子どもを守る地域ネットワーク構成機関と連携し、要保護児童等の情報交換及び支援内容の協議等を行い、児童虐待の早期発見と防止に取り組みます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

	指針：これからの施策	担当課	事務事業名	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6	子育て支援に関する学習機会や情報の提供及び相談体制の充実と、不登校児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩み、不安などの解消を図るなどの支援を行います。	子育て支援課	子育て支援拠点施設事業	子育てガイドBOOK、や機関誌『ぞっそう』を発行し、筑後市の子育て支援事業についての情報を提供します。 毎年子育て講演会を開催し、子育て中の保護者や祖父母、子育てに関心のある方々に子育てに関する学習機会を提供します。 保護者がより利用しやすい相談事業の実施のため、来所や電話による相談に対応します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		学校教育課	教育研究所運営事業	教育支援教室「スマイル」の運営、及び学校との連携により、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
7	保育所（園）・幼稚園をはじめ小・中学校職員などに対する人権意識を育む研修、並びに子どもの人権に配慮した支援を行います。	子育て支援課	施設型・地域型保育給付等事務	筑後市保育協会園長会や保育士会の会議等において、資料及びチラシ配布による啓発に取り組みます。	新規	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定
		学校教育課	学校人権・同和教育事業	学校教育課主催の人権・同和教育出前講座を開催し、筑後市内の小・中学校職員の人権意識を高めていきます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		人権・同和教育課	企業団体研修事業	保育所（園）、幼稚園、小・中学校に社会人権・同和教育指導員を派遣して人権に関する研修を行い、子どもの人権に配慮した認識を深めていきます。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続

4 高齢者の人権問題

【施策の方向性】

高齢者が、安心して、誇りを持って暮らせる地域社会の構築と、健康で生きがいのある充実した生活がおくれるような施策を推進します。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	「筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき“いきいきと健康で、ささえあいのまちづくり”をめざします。また、施策の推進にあたっては、行政・医療・介護及び福祉関係者など多職種間で連携し、市民との協働を図ります。	高齢者支援課	高齢者福祉計画等策定事務	保健、医療、介護及び福祉関係者や地域の代表などで構成する「2025年の高齢者福祉を考える委員会」にて審議の上、3年ごとに計画を策定し、それに基づき各取り組みを進め、毎年度委員会にて進行管理を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の目的に沿って施策を推進します。	地域包括支援センター	権利擁護事業	市民や関係機関などからの虐待についての相談、通報に対して、訪問・面接等により状況を把握し必要に応じてサービスの導入や措置等の調整を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
3	高齢者の権利擁護、虐待防止のための啓発や研修を実施します。	地域包括支援センター	権利擁護事業	介護保険事業所職員に対し、虐待対応や成年後見制度等についての研修会を開催します。また、市民に対し権利擁護の講座を開催します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
4	高齢者に対する様々な問題を早期発見するための体制を充実させ、関連機関等と連携した問題解決のための支援ネットワークを構築します。	地域包括支援センター	総合相談事業	市内4カ所に相談窓口を設置し、高齢者の困りごとを一元的に受け付けて支援を行ったり、必要に応じて関係機関に繋がります。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5	世代間交流を促進・支援します。	子育て支援課	子育て支援拠点施設事業	中学生と未就学児親子の交流事業「おでかけ子育てサロン」、高齢者と未就学児親子の交流事業「ふれあいクッキング」「やきいも会」などを実施し、多世代間の交流を支援します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		高齢者支援課	高齢者地域活動支援補助事業	多世代交流を通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、校区又は行政区が行うスポーツ大会や季節行事に対して補助金を交付します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		学校教育課	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）事業	小学校における昔遊び体験や稲作体験など地域人材の積極的な活用を促進します。中学校における市内職場体験の拡大により、交流を促進します。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続
6	認知症に対する正しい理解など、高齢者の人権に対する教育・啓発に努めます。	地域包括支援センター	認知症サポーター養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を自治会、事業所、学校、団体等で開催します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
7	認知症高齢者や独居高齢者等支援を必要とする高齢者の見守り体制の強化・構築に取り組みます。	高齢者支援課	高齢者障害者SOSネットワーク運営事業	認知症高齢者等の徘徊等による行方不明者の搜索願が出た場合に、地域の協力機関に行方不明者情報をFAX送信し、早期発見を図ります。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
8	高齢者の能力・意欲に応じた多様な就職の機会の確保を目指します。	福祉課（年金担当）	シルバー人材センター事業	シルバー人材センターへ補助することにより、高齢者雇用の促進を図るとともに、高齢者が社会参加をすることで、生きがいを持って生活できる社会を目指します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

5 障がい者の人権問題

【施策の方向性】

障がいのある人に対する正しい理解と配慮ができるように教育・啓発を推進し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための施策を進めます。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	「筑後市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図ります。	福祉課	障害者基本計画等推進事務	第3期障害者基本計画（平成31年度から令和8年度）に掲げた各種施策を推進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	障がい者への差別や偏見の解消に向けて、教育・啓発に努めます。	福祉課	障害者福祉啓発事業	障がいに関する情報をホームページや広報紙等に掲載し、障がいに対する理解を促進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		学校教育課	学校人権・同和教育事業	各小中学校に学校訪問を実施し、特別支援学級と原学級の関わりや授業づくり、学級経営について指導・助言し、児童生徒の人権意識を高めていきます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
3	公共施設などの整備にあたっては、障がいの有無に関わらず、すべての住民が行動しやすい環境づくりを進めます。	福祉課	障害者福祉啓発事業	「合理的配慮」が推進されるよう関係各課に周知や啓発を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		都市対策課	公営住宅整備事業 公園維持管理業務	市営住宅の建て替えや、公園施設の更新等を行う際には、福岡県福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化の推進を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		契約管財課	庁舎等維持管理業務	「合理的配慮」を意識した、庁舎等の維持管理及び構内（敷地内）の維持管理に努めます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
		道路課	国県道整備促進事務 道路新設改良事業	国県道の幹線道路については、交通ネットワーク整備及びバリアフリー化について、関係機関へ要望します。 また、市道を整備するときには、道路構造令に基づいて歩道幅員等を決定し、歩道空間の確保を検討します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4	障がい者の権利擁護、虐待防止・就労保障のための啓発や研修を推進します。	福祉課	障害者福祉啓発事業	障害者福祉啓発事業を行います。 また、関係機関等が実施するイベントに関する広報の実施や支援を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
5	障がい者に対する様々な問題を早期発見するための体制を充実させ、関連機関等と連携した問題解決のための支援ネットワークを構築します。	福祉課	障害者福祉啓発事業	委託相談支援事業所及び地域生活支援拠点センターとの連携を密にし、障がい者がより相談しやすい体制を整えます。 また、自立支援協議会の活動を充実させ関係機関との連携を深めます。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

6 インターネット等による人権問題

【施策の方向性】

インターネット等による人権侵害の防止は、利用者一人ひとりのモラルにかかっています。インターネット等の利用者に対して、個人の名誉やプライバシーに関して、モラルとリスクの両面からの正しい理解を深めるための教育・啓発を推進します。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	インターネット等の利用者などに対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めます。また、インターネット等の使用におけるリスクについて啓発活動を推進します。	人権・同和教育課	人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題教育事業	講演会、セミナー、出前研修、広報紙、ホームページ等を通じ、インターネット等における情報収集・発信における個人の安全性・責任・情報モラルへの理解を深める啓発を行います。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続
2	インターネット等による人権侵害の実態を踏まえ、他の自治体や関係機関と連携して相談事業や人権侵害救済についての取り組みを進めます。	人権・同和教育課	人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題教育事業	インターネット等による人権侵害が確認された場合については、法務局等の相談機関と協力し、管理者への削除要請等、被害者を支援します。また、機会あるごとに、相談先機関として法務局を市民に周知します。さらに、インターネット上の掲示板等の定期的モニタリングを実施します。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続
3	インターネット等を利用する児童生徒への指導及びその保護者に対して、スマートフォン・携帯電話等へのフィルタリングサービス利用等の啓発を推進します。	学校教育課	道徳教育推進事業	福岡県教育委員会主催の「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」について、市内小中学校における確実な実施と情報モラルに関する指導の啓発を推進します。	現状維持	継続	継続	継続	継続	継続

7 その他の人権問題

【施策の方向性】

人権問題が多様化、複雑化している現在、人権教育・啓発は、それぞれの人権問題を個別に理解・認識し、それぞれの課題に応じた施策と人権教育・啓発を行っていきます。

	指針：これからの施策	担当課	事務事業	事業内容	方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	(外国人の人権問題) 文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し偏見や差別のない「多文化共生社会」づくりのための教育・啓発を進めます。	人権・同和教育課	人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題教育事業	講演会、セミナー、出前研修、広報紙、ホームページ等を通じ、外国人に対する正しい理解と人権尊重について啓発を進めます。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
		協働推進課	外国人居住に関する相談業務	市内の外国人住民は増加しており、言葉の障壁や生活習慣の違いなどから、暮らしにまつわる困りごとが増えています。こうした困りごとに関する相談対応のほか、関係機関が連携しながら、多文化共生社会づくりの啓発を進めます。	新規	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定
2	(性的少数者の人権) 地域社会において性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、様々な手法による教育・啓発を推進します。	人権・同和教育課	人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題教育事業	講演会、セミナー、出前研修、広報紙、ホームページ等を通じ、性の多様性に関する理解と認識が深まるような啓発を推進します。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
		男女共同参画推進室	男女共同参画推進事業 男女共同参画啓発イベント	性的少数者に対する正しい理解と認識を深めるために、ちっこふれあいフォーラムや映画上映会等により啓発を推進します。	改善	継続	継続	継続	継続	継続
3	(職員の人権意識の高揚) 庁内における体系的な研修体制づくりを進め、各部署での業務や研修に人権尊重の視点を位置づけ、職員の業務内容の改善と人権意識の高揚を図ります。	市長公室	職員研修事務	新規採用職員への研修実施や、人権をテーマにした階層別研修へ積極的に参加するとともに、適宜人権に関する研修の企画、毎年開催している人権セミナー筑後を職員の研修計画に位置付けること等を通じて、職員の参加を促進し、人権意識の高揚を図ります。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続
		人権・同和教育課	人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題教育事業	この実施計画を各部署と共に進捗管理していくことで人権尊重の視点に立った各事業を行っていきます。また、講演会、セミナー等を受講することにより職員の人権意識の高揚を図ります。	拡大	継続	継続	継続	継続	継続